

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

第1 改定の内容

1 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末手当及び勤勉手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

- (ア) 12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.05月分（特定幹部職員にあっては、1.25月分）とすること。
- (イ) 再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.5月分（特定幹部職員にあっては、0.6月分）とすること。
- (ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

- (ア) 6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（特定幹部職員にあっては、1.2月分）とすること。
- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分（特定幹部職員にあっては、0.575月分）とすること。
- (ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

第2 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の
アについては令和4年12月1日から、第1の2のイについては、令和5年
4月1日から実施すること。